

## 黒部市赤ちゃんの駅設置事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、乳幼児を抱える保護者等が外出時において、気軽に授乳、おむつ替え等ができる場所を備えた市内の施設、店舗等を黒部市赤ちゃんの駅（以下「赤ちゃんの駅」という。）として登録し、これを広く公表することにより、安心して子育てができる地域環境の整備を図ることを目的とする。

### (利用対象者)

第2条 赤ちゃんの駅の利用対象者は、乳幼児（おおむね3歳未満）連れの保護者等で、授乳又はおむつ替えを目的とする者とする。

### (登録施設基準)

第3条 赤ちゃんの駅として登録できる市内の対象施設は、次の各号のいずれかの要件を満たす施設で、無料で利用できるものをいう。

- (1) 壁、カーテン等で四方を仕切られた授乳に供するための専用空間を備え、安心して授乳が行える場所の提供ができること。
  - (2) ベビーベッド、おむつ交換台等を備え、安心しておむつ替えが行える場所の提供ができること。
- 2 登録施設の管理者は、利用者から申し出があったときは、ミルク用のお湯を提供することができるものとする。
  - 3 登録施設の管理者は、授乳又はおむつ替えのために提供する場所について、定期的に清掃を行うなど衛生面に配慮しなければならない。

### (設置努力)

第4条 市は、既存の市の施設を利活用し、赤ちゃんの駅の設置に努めるものとする。

- 2 市は、市内の民間施設、店舗等に登録を呼びかけることにより、赤ちゃんの駅の設置の普及に努めるものとする。

### (登録方法)

第5条 赤ちゃんの駅として登録を希望する施設の管理者（以下「申請者」という。）は、黒部市赤ちゃんの駅登録申請書（様式第1号）を市長に提出し、登録申請するものとする。

- 2 市長は、前項の申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、相当と認めるときは、黒部市赤ちゃんの駅登録台帳（様式第2号）に登録し、申請者に対し黒部市赤ちゃんの駅登録通知書（様式第3号）により通知するとともに黒部市赤ちゃんの駅ステッカーを交付するものとする。
- 3 市の施設を赤ちゃんの駅として登録しようとする場合は、第1項の規定にかかわらず、当該施設の所管課は、その旨を市民生活部健康増進課に申し出るものとする。

(表示等)

第6条 登録施設の管理者は、黒部市赤ちゃんの駅ステッカーを、施設の出入口その他利用者に分かりやすい場所に掲示しなければならない。

(登録の変更又は廃止)

第7条 登録施設の管理者は、登録を受けた内容を変更しようとするとき、又は登録を廃止しようとするときは、あらかじめ、黒部市赤ちゃんの駅登録内容変更・廃止届(様式第4号)により、市長に届け出なければならない。

(登録の取消し)

第8条 市長は、登録施設が第3条に規定する基準を満たさないことが明らかになったとき、若しくは登録施設として適当でないと認めるとき、又は前条に規定する廃止届の届け出があったときは、赤ちゃんの駅の登録を取り消すものとする。

2 市長は、前項の規定により登録を取り消した場合は、理由を付して黒部市赤ちゃんの駅登録廃止通知書(様式第5号)により、登録を取り消した施設の管理者に通知するものとする。

3 登録を取り消した施設においては、黒部市赤ちゃんの駅ステッカーの掲示を直ちに取りやめなければならない。

(実施状況報告等)

第9条 市長は、登録施設の管理者に対して、必要に応じ、実施状況について報告を求め、登録施設の現状を確認することができる。

(公表)

第10条 市長は、登録施設の名称、所在地及び登録内容を市のホームページその他適当と認める方法により広く市民に公表し周知するものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、赤ちゃんの駅の設置に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成27年11月1日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

黒部市赤ちゃんの駅登録申請書

年 月 日

黒 部 市 長 様

(申請者)

所在地

名 称

代表者

印

黒部市赤ちゃんの駅として登録を受けたいので、黒部市赤ちゃんの駅設置事業実施要綱第5条の規定により申請します。

フリガナ	
施設名	
所在地	〒938— 黒部市
電話番号	0765— — (担当者 )
開始年月日	年 月 日
利用できる曜日等	日 月 火 水 木 金 土 付記 ( )
利用できる時間帯	時 分から 時 分まで
登録要件 (該当するものに ○を付ける)	1 授乳が行える場所の提供 2 おむつ替えが行える場所の提供 3 ミルク用のお湯の提供
備考	

様式第2号 (第5条関係)

赤ちゃんの駅登録台帳

登録番号	施設名	所在地	登録内容 (登録日記載)			備考 (条件、登録廃止日等)
			授乳	おむつ替え	ミルク用お湯	
1		〒938— 黒部市				
2		〒938— 黒部市				
3		〒938— 黒部市				
4		〒938— 黒部市				
5		〒938— 黒部市				
6		〒938— 黒部市				
7		〒938— 黒部市				
8		〒938— 黒部市				
9		〒938— 黒部市				
10		〒938— 黒部市				
11		〒938— 黒部市				

様式第3号（第5条関係）

黒部市赤ちゃんの駅登録通知書

年 月 日

名 称

代表者 様

黒部市長 大野久芳 印

下記施設を黒部市赤ちゃんの駅として登録したので、通知します。

記

施設名	
所在地	〒938- 黒部市
登録日	年 月 日
登録内容	1 授乳が行える場所の提供
	2 おむつ替えが行える場所の提供
	3 ミルク用のお湯の提供
備考	

※市長が交付する赤ちゃんの駅ステッカーを、施設の出入口その他の利用者の目につきやすい場所に掲示してください。

様式第4号（第7条関係）

黒部市赤ちゃんの駅登録内容変更・廃止届

年 月 日

黒 部 市 長 様

(管理者)

所在地

名 称

代表者

印

黒部市赤ちゃんの駅として登録を受けたことについて、下記のとおり登録内容の変更・廃止 を届け出します。

記

【変更】

変 更 日	年 月 日	
変 更 内 容	変 更 前	変 更 後

【廃止】

廃 止 日	年 月 日
廃 止 理 由	

第5号様式（第8条関係）

黒部市赤ちゃんの駅登録廃止通知書

年 月 日

名 称

代表者

様

黒部市長 大野久芳 印

下記施設について、黒部市赤ちゃんの駅としての登録を廃止したので、通知します。

記

施設名	
所在地	〒938- 黒部市
登録廃止日	年 月 日
備考	

※市長が交付した赤ちゃんの駅ステッカーを、はずしてください。